

「10・23 通達」の狙いは 戦争教育の復活と都高教つぶし 今春不起立闘争の拡大で 石原の暴走にストップを

都立高校で働くすべての教育労働者のみなさん。

いよいよ卒業式が近づき、緊張した毎日をお過ごしのことと思います。「10・23 通達」から2年目の卒・入学式は、「10・23 通達」「新実施指針」を完全に無力にすることができるのかどうかのかけた、非常に重要な闘いの時です。卒・入学式において昨春を上回る「日の丸・君が代」不起立闘争を実現し、その力で石原・都教委の暴走にストップをかけましょう。

「胸を張って不当な命令拒否しよう」の訴え

さる2月6日、都教委包囲首都圏ネット主催の「歴史の主人公として卒業式に臨もう『日の丸・君が代』の強制を許さない2・6総決起集会」が、日本教育会館で行われました。800人の会場に950人が集まり、立ち見もたくさん出るほどの大盛況でした。東京・首都圏をはじめ九州、四国、広島、大阪、宮城、北海道などからも集まり、「今春、東京を先頭に全国で『日の丸・君が代』不起立闘争を拡大しよう！」と誓い合いました。「教育基本法の改悪をとめよう！全国連絡会」の4人の呼びかけ人（高橋哲哉さん、三宅晶子さん、大内裕和さん、小森陽一さん）も駆けつけ、熱いエールを送りました。昨春「日の丸・君が代」不起立で処分された都立高の教育労働者は「生徒への強制の職務命令や、『君が代』の音量調査の通達まで出され、国が教育内容まで支配をしようとするのが鮮明になり、教育基本法までも変えられようとしている状況で、じっくり闘うだけで良いのかと思っています。今必要なことは、今年東京でどれだけたくさんの不起立・命令拒否の闘いをするかです。後年、生徒や自分の子どもたちに、私は胸を張って『不当な命令は拒否して闘ったよ』『戦争への道を掃き清める石原・小泉たちを追いつ



『日の丸・君が代』の強制を許さない2・6総決起集会」で、被処分者の熱い訴えが大きな拍手に包まれた(2月6日 日本教育会館)

めて勝利したよ』と言えるように、全力で闘います」と決意を述べ、鳴りやまぬ拍手に包まれました。

昨春の闘いは、「日の丸・君が代」闘争の全国的な発展を切り開く大きな力となりました。全国の仲間が今、「東京に続こう」「東京を孤立させるな」と陸続と立ち上がり始めています。千葉や大阪では、現場組合員による自主的な不起立運動、「不起立宣言」運動が始まっています。01年の不起立闘争で300人を超える大量不当処分を受けた広島の間人も、2・6集会で「40秒のストライキをする決意で闘う」と熱烈に訴えました。

「日の丸・君が代」闘争こそ教基法改悪を阻む力

さらに昨春の闘いは、教育基本法改悪反対運動に大きな力を与えました。

1月末、マスコミが一齐に「教育基本法改悪案の今国会提出は見送り」と報道しました。この背景には、教育基本法改悪反対運動がこの1年間、大きく前進してきたということがあります。03年12・23集会、04年11・6集会—11・7集会が大成功し、全国各地で毎週末に集会が行われ、参加者がどんどん増えています。教育基本法改悪反対運動の盛り上がりをつくり出したのも、東京の不起立闘争でした。

戦争教育への大転換を許さない教育労働者の職場抵抗闘争こそ、教育基本法改悪を阻む最大の力であることが、ますますはっきりしました。不起立闘争がさらに全国に広がっていけば、教育基本法改悪、さらには憲法改悪までも阻止できる展望が切り開かれるのです。

たたかう労働運動の全国ネットワークを！

全国労働組合交流センター

台東区元浅草2-4-10-5F TEL 03(3845)7461

E-mail centergo@nifty.com URL www.k-center.org

全国労組交流センターは、総評が解散して連合・全労連がつくられた1989年に、労働運動の連合化と対決して階級的な労働運動をつくり出すために結成した組織です。国鉄分割・民営化攻撃に対して唯一ストライキで闘いぬいた国鉄千葉動力車労働組合（動労千葉）を中心に、産別やナショナルセンターの違いを越えて闘う労働組合と労組活動家の、日本における「ランク&ファイル運動」（労働組合を労働貴族の手から現場労働者の手に取り戻す運動）です。

労組・教育・報道が変えられた時、戦争が始まる

イラク侵略戦争が始まって丸2年がたとうとする中、ブッシュは『『圧制の転覆』『自由の拡大』が神から与えられた米国の使命』などという神ががかりのイデオロギーで、侵略戦争に突き進んでいます。自衛隊もイラク市民を虐殺する米軍の共犯者となり、武力行使に踏み出そうとしています。

今、〈労働組合〉と〈教育〉、そして〈報道〉が焦点になっています。〈労働組合〉を産業報国会とし、〈教育〉を戦争教育に大転換し、〈報道〉を国家統制下の大本営発表としなければ、戦争を遂行する国家総動員体制が確立できないからです。だからこそ、自民党のNHK番組への事前検閲も起きているのです。これに対する長井さんの内部告発は、「日の丸・君が代」不起立闘争がきっかけだったと語られています。

石原都知事は「東京から日本を変える」と豪語しているとおり、「10・23通達」を許さない闘いは、日本の行く末を決する重大な位置を持っています。

石原・都教委の狙いは都高教の根絶 組織の存亡かけて反撃に立とう

「10・23通達」は何よりも、学校現場を戦争教育の場に変えさせる攻撃です。「10・23通達」が示すものは〈命令による教育〉の復活であり、〈教育の否定・教育の死〉です。それは“愛国心の育成こそが教員の使命だ”とする改悪教基法の先取りであり、「天皇は日本国の元首であり、日本の歴史、伝統、文化の象徴」とする改憲案の先取りです。

「10・23通達」がまかり通ったら、平和教育は全面的に解体させられ、学校現場は愛国心と天皇への忠誠をたたきこむ戦争教育の場に激変させられてしまいます。平和教育を行う教育労働者には、「全面屈服か、パージか」が突きつけられるのです。

さらに「10・23通達」は、教育労働者の団結を破壊し、都高教の根絶を狙うものです。

すでに昨春の不起立で処分された組合員に強制異動の攻撃が襲いかかっています。今年度末で退職するため嘱託採用試験を受けた組合員に「不合格」が通知されています。さらに「指導力不足等教員」制度や、文科省が06年度にも導入しようとしている「教員免許更新制」により、教員版「人活センター」送りや解雇までも、現実のものとなされようとしています。

日本経団連は1月18日に発表した『これからの教育の方向性に関する提言』において、「教員の一部には自らの政治的思想や信条を教え込もうとする事例が見られる」「教職員組合は、一定の範囲で職場環境、待遇の改善に取り組むあり方に徹すべきだ」と提言しました。日教組が国家の施策に反対すること自体を封じ、「教え子を再び戦場に送るな」というスローガンを引き下ろせと要求しているのです。

「10・23通達」を認めてしまったら、都高教は組合として存在することも許されなくなってしまうのです。今や都高教は「座して死を待つより、立ち上がって反撃しよう」という局面に直面しています。

「10・23通達」を撤回させよう

「10・23通達」が、憲法にも教育基本法にも違反するものであることは言うまでもありません。にもかかわらず、都高教

本部はなぜ「10・23通達」の撤回を求めて闘わないのでしょうか。「職務命令が出たら引く＝従う」ことがはたして「組織防衛を最優先する」ことなのでしょう。

本部委員会では、都高教本部の当初の方針に反対して、闘う方針を求める多くの修正案が提出されました。「職務命令に対して都高教として団結して闘おう」ということこそ現場組合員の思いであり、都高教7000組合員の意志なのです。

国鉄分割・民営化にストライキで 立ち向かった動労千葉の教訓

1980年代の国鉄分割・民営化攻撃も、攻撃の核心は国鉄労働運動つぶしでした。国家の総力を挙げた攻撃の激しさの前に、当時の動労革マルは分割・民営化攻撃の手先になって生き延びようとした。国労は「分割・民営化反対」の旗を降ろすとはなかったものの、何ひとつ反撃することができずに組織をガタガタに崩されました。「立ち向かわずに譲歩をしたら、攻撃の手を緩めてくれる」などということはありません。一歩引いたら、際限なく屈服を強いられ、奴隷の道に引きずり込まれる以外なくなるのです。

この対極で勝利の道を指し示しているのが動労千葉です。動労千葉は、40人の解雇者を含む392人の不当処分を出しながら、2波のストライキ闘争で分割・民営化攻撃に立ち向かいました。そして18年間たつ今も、団結を堅持して意気軒高と闘いぬいています。この闘いを見た時、労働組合としてどういう選択をすべきかは、おのずから明らかではないでしょうか。

不起立闘争こそ生徒への強制許さない力だ 職場・分会で団結して闘えば勝利できる

都教委が生徒への強制に踏み込もうとしている今、“生徒に「立て・歌え」と強制することなど絶対にできない”というのは、すべての組合員の共通の思いです。しかし教職員が起立・斉唱することが生徒に強制する圧力となることは自明です。教職員の不起立闘争こそが生徒への「起立・斉唱」強制に立ちはだかっているのです。生徒への強制を許さないためにも、不起立闘争を拡大することが死活的なテーマです。

職場・分会の団結した力がカギです。職場・分会の仲間と徹底して討論し、団結して「違憲・違法の10・23通達を撤回せよ」の闘いに立ち上がりましょう。

「10・23通達」との2年目の闘いを、私たちは、昨年よりはるかに有利な状況で迎えています。都教委は予防訴訟の「答弁書」で、「都教委は校長に対して、『各校長が各教職員に職務命令を必ず出ささい』と発言したことはない」「(10・23通達によって)教職員らに職務命令による義務が課せられたことにはならない」と述べています。“昨年卒・入学式時に各教職員に職務命令を出したのは、校長の責任”と主張しているのです。都教委が校長の裁量権も奪って一律に起立・斉唱を命令することが、教育基本法に違反することを自認しているからです。

もはや校長には、“都教委に従わざるをえなかった”という言葉は成り立ちません。職場・分会が団結してねばり強く校長交渉を行えば、「10・23通達」による職務命令を出せない状況に追い込むことは可能です。

2・6集会は「歴史の主人公として卒業式に臨もう！」と呼びかけました。いまが勝負どころです。頑張りましょう！